

平成27年第3回 沼津市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成27年3月20日（金）午後3時00分～午後4時05分

2 場 所 沼津市役所 4階 危機管理センター

3 日 程

(1) 会議録署名人の指名（三好委員 土屋委員）

(2) 前回会議録の承認（細沼委員 土屋委員）

(3) 議 案

議第3号 沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

議第4号 沼津市教育委員会公告式規則の一部改正について

議第5号 沼津市教育委員会公印規則の一部改正について

議第6号 沼津市教育委員会会議規則の一部改正について

議第7号 沼津市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議第8号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第9号 沼津市教育委員会事務局職員辞令式規程の一部改正について

議第10号 沼津市教育委員会事務評価委員会設置要綱の廃止について

議第11号 沼津市静浦地区小中一貫校推進委員会設置要綱の廃止について

議第12号 沼津市静浦地区小中一貫校開校プロジェクトチーム設置要綱の廃止について

議第13号 「夢ある人」づくり具現化委員会設置要綱の廃止について

議第14号 沼津市奨学生選考委員会規定の一部改正について

議第15号 沼津市立小中学校管理規則等の一部改正について

議第16号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

議第17号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について

議第18号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について

議第19号 沼津市史編さん委員会規則の廃止について

議第20号 沼津市教育基本構想の改訂について

議第21号 沼津市教育委員会事務局職員の人事異動について

議第22号 沼津市へだっこセンター管理運営等に関する規則の廃止について

(4) 協 議

なし

(5) 報 告

なし

(6) その他

なし

4 出席者等

委員長 久松但、委員長職務代理者 細沼早希子、委員 三好勝晴、委員 土屋葉子、  
教育長 工藤達朗、教育次長 工藤浩史、教育指導監兼学校教育課長 鈴木珠美、  
教育企画室長 井原正利、学校管理課長 塩崎滋、教職員研修センター所長 神谷 修  
文化振興課長兼戸田造船郷土資料博物館長 勝又恵三、生涯学習課長兼ゆめとびら

船山所長 中村朗、青少年教育センター所長 相磯幸代、スポーツ振興課長兼勤労者体育センター所長 原靖、市立高校事務長 杉山善英、調整担当 新井寿明、学校教育課長補佐 山田晃良、教育企画室主事 和泉百映、教育企画室主事 石渡輔

## 5 会議

久松委員長が、午後3時00分開会を宣言する。

久松委員長より会議を公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人なし。

久松委員長より、会議録署名人に三好委員、土屋委員を指名する。

## 6 教育長挨拶

改めましてこんにちは。

一年間において、なんとなく落ち着かない月がりあますが、それは3月と4月かと思えます。3月は、小学校、中学校、高校の各学校においてはそれぞれ卒業式があります。今年も小・中・高のすべての学校の卒業式が終わりました。これも、学校関係全体が落ち着いているからとだと思っております。大きな問題があったなどの報告もございません。

また、教育委員会においては、人事異動で、何人か出られることになったため、また、後ほど、ご挨拶をさせていただきます。また、退職される方もおりますので、さみしい気持ちもあります。また、落ち着かない中、各学校の教職員も、人事異動が一斉異動日があるので、落ち着かない時期であることは、間違いありません。

一年の締めくくりということで、議題もたくさんありますので、どうぞ、よろしく申し上げます。

## <議案>

議第3号 沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

(教育企画室長 資料に基づき説明)

久松委員長 本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

久松委員長 逆に、教育委員会に残るものは何か。

教育企画室長 事務を移管する方法としては、事務委任と補助執行という二種類の方法がある。補助執行は権限が移らず、事務手続きだけをやることを言う。

現在、教育委員会が市長側から事務委任を受けている、勤労青少年ホームや、勤労者体育センターは、管理の権限まで全て受けていることになる。補助執行は、事務だけ行い権限は全て教育委員会に残ることになる。

教育長 幼稚園における教育に関する中身は学校教育課に残り、それ以外の事務手続きは、子育て支援課の事務となる。

久松委員長 それでは、ほかにないようなので、議題3号については、原案どおり可決することで異議はないか。

各委員 異議なし

久松委員長 異議なしと認める。

議第3号については、原案どおり可決することに決する。

久松委員長       では次の議案について、議第4号から議第9号、以上6件については、改正内容が同一理由によるもののため、一括での説明及び審議として良いか伺う。

各委員            異議なし

久松委員長       それでは一括議案として事務局より説明を願う。

議第4号  沼津市教育委員会公告式規則の一部改正について

議第5号  沼津市教育委員会公印規則の一部改正について

議第6号  沼津市教育委員会会議規則の一部改正について

議第7号  沼津市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議第8号  沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第9号  沼津市教育委員会事務局職員辞令式規程の一部改正について

（教育企画室長  資料に基づき説明）

久松委員長       説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。

ないようなので、議第4号から議題9号までの以上6件については、原案どおり可決することで異議はいかがか。

各委員            異議なし

異議なしと認める。

議第4号・5号・6号・7号・8号・9号については、原案どおり可決することに決する。

久松委員長       それでは、続いて、次の、議第10号～議第13号以上4件については、改正内容が同一理由によるもののため、一括での説明及び審議としてよいか伺う。

各委員            異議なし

久松委員長       それでは一括議案として事務局より説明を願う。

議第10号  沼津市教育委員会事務評価委員会設置要綱の廃止について

議第11号  沼津市静浦地区小中一貫校推進委員会設置要綱の廃止について

議第12号  沼津市静浦地区小中一貫校開校プロジェクトチーム設置要綱の廃止に

ついて

議第13号  「夢ある人」づくり具現化委員会設置要綱の廃止について

（教育企画室長  資料に基づき説明）

久松委員長       説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。

三好委員        「懇話会」ということばだが、行政では以前からよく使うものなのか。

教育企画室長    懇話会というものは、今までも開催してきた、皆さんに集まっていた  
だき、話をしていただき、意見具申をする委員会である。委員会と言えば  
委員会なのだが、名称は様々で、法に位置づけられていないものは判例も  
参考に、整理することになったため、懇話会としたのである。

懇話会は、いろいろな意見を出し合ってもらい、その意見の中から  
行政で、参考にさせていただき、組み上げるというものである。

三好委員        懇話会は、意見をまとめて、参考意見をいただくという会を全て位置づ  
けるということか。

久松委員長       ご意見も尽きたようなので、お諮りする。議第10号から議第13号、  
以上4件については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし

久松委員長 異議なしと認める。  
議第10号から13号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校管理課長 議第14号 沼津市奨学生選考委員会規定の一部改正について  
(学校管理課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
特にないようなので、それでは、議第14号については、原案どおり可決する  
ことにご異議はいかがか。

各委員 異議なし

久松委員長 異議なしと認める。  
議第14号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校教育課長 議第15号 沼津市立小中学校管理規則等の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
特にないようなので、それでは、議第14号については、原案どおり可決する  
ことにご異議はいかがか。

三好委員 全く問題はないと思う。  
改正部分の条文中、小学校や高校は委員会が委嘱するとなっているが、幼稚園だけ、  
教育委員会が委嘱するとなっているのはなぜか。

学校教育課長 規則の冒頭に教育委員会を委員会と定義しているかしていないかの違いである。

土屋委員 実際に学校医をやっていたが、すっきりしてよいと思う。

久松委員長 ご意見も尽きたようなので、お諮りする。議第15号については、原案  
どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし

久松委員長 異議なしと認める。  
議第15号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校教育課長 議第16号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。

久松委員長 それでは、お諮りする。議第16号については、原案どおり可決する  
ことにご異議はいかがか。

各委員 異議なし

久松委員長 異議なしと認める。  
議第16号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校教育課長 議第17号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。

三好委員 自家用車の公務使用とは、通勤が主か。  
学校教育課長 家庭訪問などである。  
三好委員 通勤は、公務使用にならないのか。  
教育次長 家庭訪問や、事務連絡や会議などの出席等の使用のことである。  
三好委員 度々、申請をする必要があるのか。  
学校教育課長 今回の改正で、年度当初に免許証等の原本確認をすることに改正した。  
久松委員長 登録の有効期限はあるのか。  
学校教育課長 登録の有効期限は、登録事項の変更がなければそのままとなる。ただし、任意保健の多くは期間が1年であるので、実際には一年に一度、変更することとなる。

久松委員長 それでは、お諮りする。議第17号については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし  
久松委員長 異議なしと認める。  
議第17号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校教育課長 議第18号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
三好委員 主任等内申書というのは、簡単に言うとどういうものか。  
学校教育課長 4月当初に、学校長が主任等を任命するので、それについて、教育委員会に提出するもの。

三好委員 学校長が、任命する際に使用するものか。  
学校教育課長 そうである。それを、教育委員会に報告するため使用する。  
久松委員長 ご意見もつきたようなので、お諮りする。  
議第18号については、原案どおり可決することにご異議はいかがかか。

各委員 異議なし  
久松委員 異議なしと認める。  
議第18号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

文化振興課長 議第19号 沼津市史編さん委員会規則の廃止について  
(文化振興課長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
久松委員長 特にないようなので、それでは、お諮りする。  
議第19号については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし  
久松委員 異議なしと認める。  
議第19号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

教育企画室長 議第20号 沼津市教育基本構想の改訂について  
(教育企画室長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
三好委員 以前に、写真は入れ替えるとのことであったが、これらは決定か。  
表紙の写真は、沼津全体のものであるが、もう少し、芸術的なものはないか。沼津のゆかりのある芸術家の書などはインパクトがあると感じる。

教育企画室長 至急、検討をさせていただく。  
久松委員長 それでは表紙の写真については検討をしていただき、それでは、お諮りする。議第20号については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし  
久松委員長 異議なしと認める。  
議第20号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

教育次長 議第21号 沼津市教育委員会事務局職員の人事異動について  
(教育次長 資料に基づき説明)

久松委員長 説明が終わったが、本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
久松委員長 それでは、お諮りする。  
議第21号については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし  
久松委員長 異議なしと認めます。  
議第21号については、原案どおり可決することに、決する。  
では、次の議案の説明を願う。

学校管理課長 議第22号 沼津市へだっこセンター管理運営等に関する規則の  
廃止について  
(学校管理課長 資料に基づき説明)

久松委員長 特にないようなので、それでは、お諮りする。  
議第22号については、原案どおり可決することにご異議はいかがか。

各委員 異議なし  
久松委員長 異議なしと認める。  
議第22号については、原案どおり可決することに、決する。

#### <その他>

久松委員長 そのほかに何かあるか。  
教育企画室長 1件報告をさせていただきたい。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、開催が義務付けられた総合教育会議については、市長が行うものであるが、地方自治法第180条の4に基づき、教育企画室の職員が補助執行をすることになったため、資料のとおり、協議をしたので、御報告する。

久松委員長 本件に対する、御質問、御意見等はいかがか。  
三好委員 教育企画室では、年に何回位を想定しているのか。  
教育企画室長 年に3回程度を考えている。1回目は、規則等を策定し、以降教育大綱を決めるために会議を開催していく予定である。

久松委員長    その他、特にないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。  
午後4時05分    閉会